

熊本地域医療センター 宗教的輸血拒否に関する院内指針

1. 輸血実施に関する基本方針

当院では、可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合には輸血を行う「相対的無輸血」で対応する、ことを基本方針とする。

※1 相対的無輸血治療とは

可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合には輸血を行うという考え方。

※2 絶対的無輸血治療とは

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

本指針では、輸血治療が必要となる可能性がある患者について、18 歳以上、15 歳以上 18 歳未満、15 歳未満の場合に分けて、医療に関する判断能力と親権者の態度に応じた対応を整理した。年齢区切りについては、18 歳は、児童福祉法第4条の「児童」の定義、15 歳は、民法第 797 条の代諾養子、民法第 961 条の遺言能力、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針による臓器提供意思を斟酌して定めた。

1.1. 患者へのインフォームド・コンセントの実施(共通項目)

血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者またはその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その了解(インフォームド・コンセント)を得るように努めなければならない。

輸血による危険性と治療効果との比較考量に際し、輸血療法には一定のリスクを伴うことから、リスクを上回る効果が期待されるかどうかを十分に衡量し、適応を決める。輸血量は効果が得られる最小限にとどめ、過剰な投与は避ける。また、他の薬剤の投与によって治療が可能な場合には、輸血は極力避けて臨床症状の改善を図る

- ① 説明と同意(インフォームド・コンセント)のところには、患者および/またはその家族が理解できる言葉で、輸血療法にかかわる以下の項目を十分説明する。
 - 1) 輸血療法の必要性(特に輸血の有無による救命可能性の是非と輸血を行わない場合のリスク)
 - 2) 使用する血液製剤の種類と使用量
 - 3) 輸血に伴うリスク
 - 4) 副作用・感染症救済制度と給付の条件
 - 5) 自己血輸血の選択肢
 - 6) 感染症検査と検体保管
 - 7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
 - 8) その他、輸血療法の注意点
- ② 同意を得た上で同意書を作成し、一部は患者に渡し、一部は診療録に添付しておく(電子カルテにおいては適切に記録を保管する)。
- ③ 輸血の同意が得られない場合、基本的に輸血をしてはならない。同意が得られない場合の対応は次の通りとする。

2. 輸血の同意が得られない場合の対応

◆当事者が18歳以上で医療に関する判断能力がある人の輸血拒否の場合

※「当事者が18歳以上で医療に関する“判断能力がない”人の輸血拒否の場合」は本項対応を基本とし『身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する対応指針』に準じる。

2.2. 基本方針

- ① 可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合には輸血を行う「相対的無輸血」で対応する。
- ② 患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしない「絶対的無輸血治療」は行わない。
- ③ エホバの証人の「免責証書」等は絶対的無輸血に同意するものであるから、署名(同意)はしない。

2.3. 転院勧告を含む代替選択肢の提示(緊急時以外)

輸血の必要性を十分に説明したにも関わらず、信仰上の理由またはその他の理由から輸血を拒否する場合は、輸血を行わない代替治療法の選択肢の提示およびセカンド・オピニオン紹介ができることを提示し、かつ当事者に早めに転院を勧告する。

2.4. 輸血が必要な医学的侵襲行為が緊急に必要とされる場合の対応(緊急時)

救命を目的として、院内で「緊急」区分にて実施される手術、治療(内視鏡、カテーテル等)であってそれらに必要な検査、処置、輸血を含む、医学的侵襲行為を直ちに行なわなければならない状況を、「医学的侵襲行為が緊急に必要とされる場合」と定義する。

- ① 救急搬送された場合や院内での予期しない急変など緊急の場合で、輸血以外に救命の手段がないと判断した時には、同意がなくても輸血を行う。

◆当事者が18歳未満、または18歳未満で医療に関する判断能力がないと判断される場合

2.5. 当事者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

- ① 親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合
当事者は輸血同意書を提出する。
- ② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合
18歳以上に準ずる。医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。
親権者から輸血同意書を提出してもらう。
- ③ 親権者と当事者の両者が輸血拒否する場合
18歳以上に準ずる。

2.6. 親権者が拒否するが、当事者が15歳未満、または18歳未満で医療に関する判断能力がない場合

- ① 親権者の双方が拒否する場合
医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。
- ② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合
親権者の双方の同意を得よう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。